

予 防



危険物仮貯蔵・仮取扱いを想定した給油訓練
(緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練)

G 予 防 関 係

1 危険物施設概要

令和8年3月31日現在における危険物施設の総数（完成検査済施設）は3,049施設となっています。施設別に見ると、屋外タンク貯蔵所が1,271施設（全体の41.7%）と最も多く、次いで移動タンク貯蔵所の555施設（同18.2%）、一般取扱所の380施設（同12.5%）、屋内貯蔵所の317施設（同10.4%）、給油取扱所（自家用等含む。）の137施設（同4.5%）、製造所の124施設（同4.1%）、屋外貯蔵所の113施設（同3.7%）等となっています。

危険物施設数は前年と比較して、屋内タンク貯蔵所、販売取扱所、移送取扱所以外の危険物施設が減少しており、全体数としては76施設が減少しています。

2 危険物規制に関する調べ

(1) 危険物施設数

(令和8年3月31日現在)

区 分 \ 市 別		合 計	鹿 嶋 市	神 栖 市
製 造 所		1 2 4	4	1 2 0
貯 蔵 所	小 計	2, 3 6 5	2 5 8	2, 1 0 7
	屋 内	3 1 7	7 4	2 4 3
	屋 外 タ ン ク	1, 2 7 1	5 9	1, 2 1 2
	屋 内 タ ン ク	4	3	1
	地 下 タ ン ク	1 0 5	3 7	6 8
	移 動 タ ン ク	5 5 5	6 6	4 8 9
	屋 外	1 1 3	1 9	9 4
取 扱 所	小 計	5 6 0	9 7	4 6 3
	営 業 用 給 油	4 9	2 0	2 9
	自 家 用 給 油	8 3	2 1	6 2
	船 舶 給 油	3	1	2
	鉄 道 給 油	2	1	1
	第 一 種 販 売	2	1	1
	移 送	4 1		4 1
	一 般	3 8 0	5 3	3 2 7
合 計		3, 0 4 9	3 5 9	2, 6 9 0

(2) 容量別屋外タンク貯蔵所数

(令和8年3月31日現在)

容量区分 (kℓ) \ 類 別	合計	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類
計	1, 271		5	11	1, 224	1	30
100 未満	711		3	11	688	1	8
100 以上 500 未満	285				282		3
500 以上 1,000 未満	77				62		15
1,000 以上 5,000 未満	77		2		71		4
5,000 以上 10,000 未満	40				40		
10,000 以上 50,000 未満	52				52		
50,000 以上 100,000 未満	13				13		
100,000 以上 200,000 未満	16				16		
200,000 以上							

(3) 鹿島臨海工業地帯危険物施設数

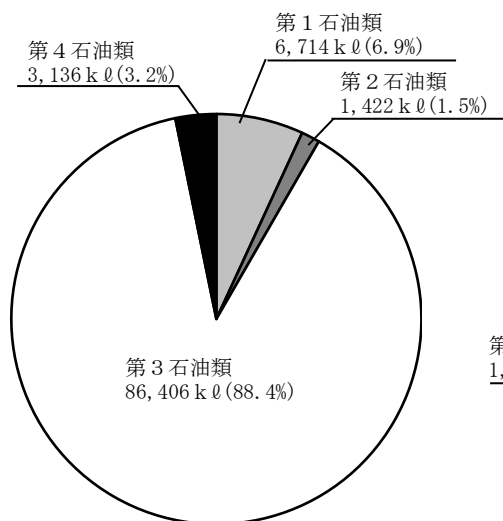
(令和8年3月31日現在)

地区別 区分		合計	北海浜	高松	西部	東部	波崎第2地区	波崎
製造所		123	4	1	33	52	2	31
貯蔵所	小計	1,775	17	136	453	686	137	346
	屋内	260	8	69	39	64	14	66
	屋外タンク	1,228	8	53	380	587	9	191
	屋内タンク	1				1		
	地下タンク	17			7	5	3	2
	移動タンク	174				4	104	66
	屋外	95	1	14	27	25	7	21
取扱所	小計	371	3	45	69	194	14	46
	給油	11		2	1	2	4	2
	移送	41			5	35		1
	一般	319	3	43	63	157	10	43
合計		2,269	24	182	555	932	153	423

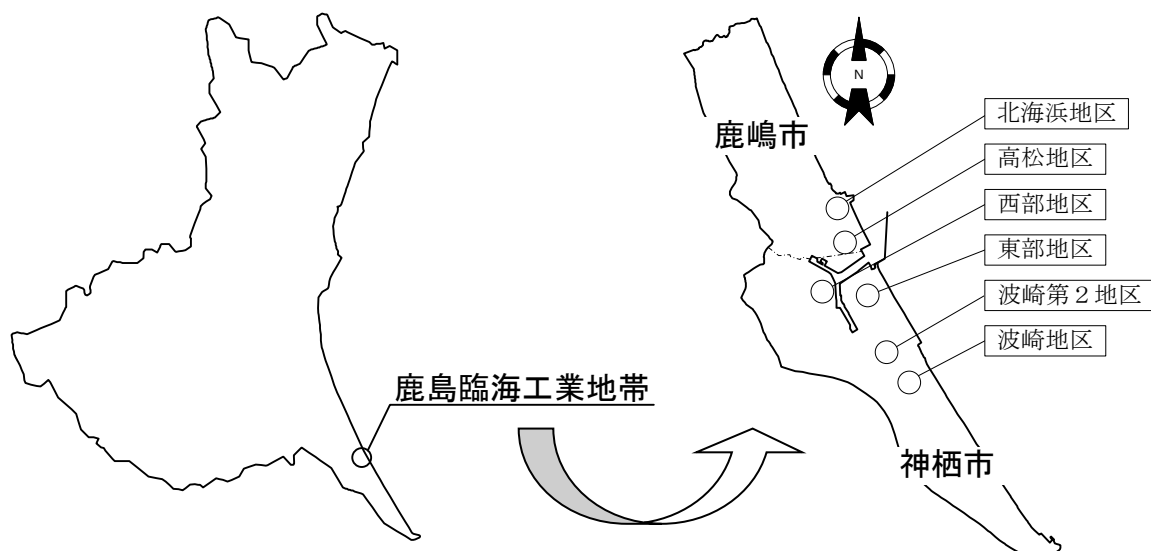
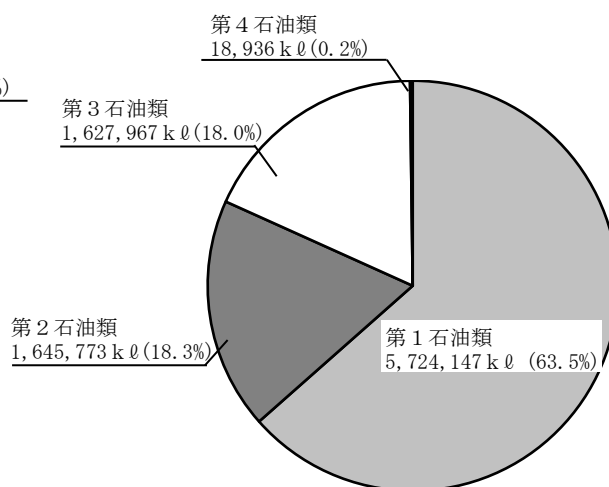
(4) 鹿島臨海工業地帯第4類危険物石油類の貯蔵取扱量調べ

(令和8年3月31日現在)

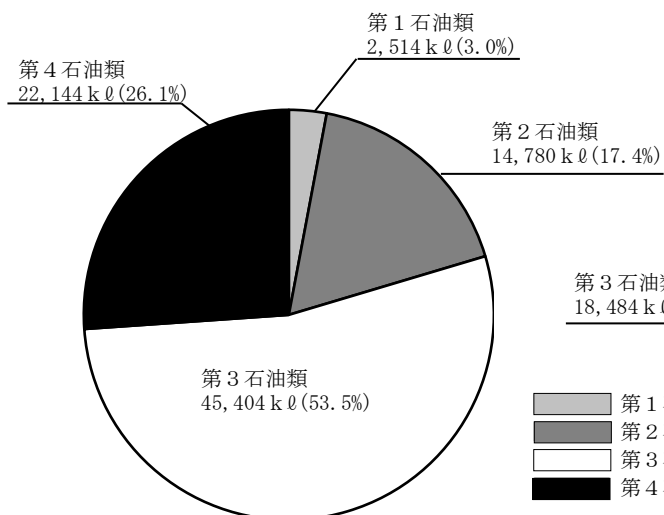
北海浜・高松地区 97,680 kℓ



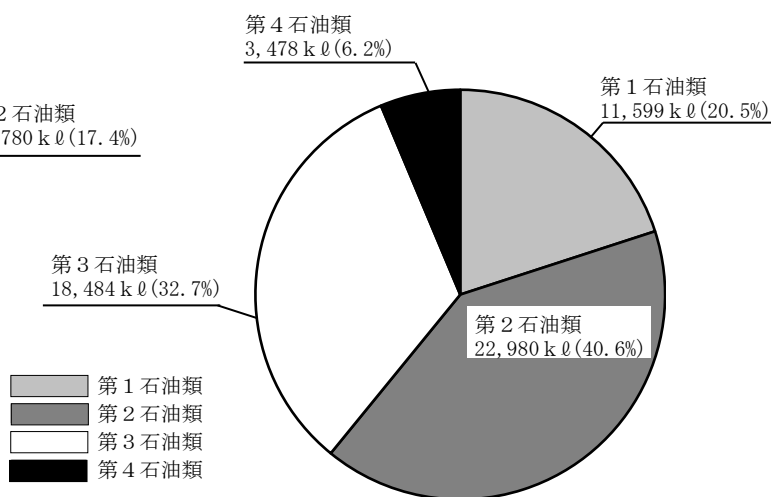
東部地区 9,016,824 kℓ



西部地区 84,845 kℓ



波崎・波崎第2地区 56,542 kℓ



(5) 危険物申請等事務処理件数

当管内は、危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)が3,049施設(令和8年3月31日現在)あり、各種申請及び届出の事務処理は、下表のとおりです。

(令和7年4月～令和8年3月)

申請・届出区分		件数	申請・届出区分	件数
申請件数	設置	31	危険物保安監督者選解任届出	349
	変更	504	再交付申請	2
仮使用		399	品名・数量又は指定数量の倍数変更届	245
完成検査		506	廃止届出	106
完成検査 前検査	水張	30	譲渡・引渡届出	22
	水圧	28	予防規程認可申請	25
	基礎地盤		危険物保安統括管理者選解任届出	5
	溶接部	9	軽微な変更届出	877
保安検査		9	火気使用工事届出	12
仮貯蔵・取扱		318	保安検査時期変更承認申請	15

(6) 危険物施設査察実施件数

当管内は、鹿嶋市、神栖市で構成されており、危険物施設の査察は毎年実施し、査察実施状況は下表のとおりです。

(令和7年4月～令和8年3月)

市別		鹿嶋市	神栖市	合計
製造所			121	121
貯蔵所	屋内	54	186	240
	屋外タンク	47	1,181	1,228
	屋内タンク			
	地下タンク	15	21	36
	移動タンク	28	240	268
	屋外	17	83	100
取扱所	給油	16	30	46
	販売			
	移送		41	41
	一般	50	279	329
合計		227	2,182	2,409

3 危険物安全協会の現況

(令和8年3月31日現在)

区分	合計	鹿嶋市危険物安全協会	神栖市危険物安全協会
会員数	119	39	80

4 防火対象物施設概要

防火対象物関係においては、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の建築同意件数は183件であり、また条例等にかかる諸届出件数を見ると2,365件の届出があり、昨年（2,457件）と比較すると92件の減少でした。

また、延べ面積150㎡以上の防火対象物の総数は7,176件（昨年度7,134件）で、このうち5階以上を有する防火対象物は184件であり、これは防火対象物全体の約2.6%にあたります。

5 防火対象物に関する調べ

(1) 建築確認同意件数

(令和7年4月～令和8年3月)

防火対象物の区分			市 別	鹿嶋市	神栖市	合計
1項	イ	劇場・映画館等				
	ロ	公民館・公会堂・集会場等		1		1
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等				
	ロ	パチンコ店・ボーリング場等				
	ハ	風俗営業等				
	ニ	カラオケボックス等				
3項	イ	料理店等				
	ロ	飲食店等		2	1	3
4項		百貨店・マーケット・店舗等		3	3	6
5項	イ	旅館・ホテル等			1	1
	ロ	共同住宅・寮等		2	7	9
6項	イ	病院・診療所等		3	1	4
	ロ	老人短期入所施設等		1	1	2
	ハ	老人デイサービスセンター・保育所等		2	1	3
	ニ	幼稚園・特別支援学校				
7項		学校等				
8項		図書館・博物館等				
9項	イ	蒸気浴場・熱気浴場等				
	ロ	イ以外の公衆浴場・銭湯等				
10項		駅舎・空港ターミナル等				
11項		神社・寺院・教会等			1	1
12項	イ	工場・作業場		12	18	30
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ				
13項	イ	自動車車庫・駐車場		2	4	6
	ロ	飛行機・ヘリコプター格納庫				
14項		倉庫		10	32	42
15項		事務所・研究所等		25	44	69
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、1項から4項、5項イ、6項、9項イが一部に含まれているもの		2	4	6
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物				
17項		重要文化財				
合 計				65	118	183

(2) 諸届出処理状況

(令和7年4月～令和8年3月)

区 分		市 別	鹿嶋市	神栖市	合計
工 事 整 備 対 象 設 備 等 着 工 届			48	137	185
消 防 用 設 備 等 設 置 届			162	497	659
防 火 対 象 物 使 用 開 始 届			65	181	246
火 を 使 用 す る 設 備 等 の 設 置 の 届 出	炉		3	2	5
	厨 房 設 備				
	温 風 暖 房 機				
	ボ イ ラ ー 給 湯 湯 沸 設 備		10	7	17
	乾 燥 設 備			2	2
	サ ウ ナ 設 備		7	1	8
	ヒ ー ト ポ ン プ 冷 暖 房 機				
	火 花 を 生 ず る 設 備				
	放 電 加 工 機				
	変 電 設 備		16	43	59
	急 速 充 電 設 備			4	4
	燃 料 電 池 発 電 設 備				
	内燃機関を原動力とする発電設備		2	4	6
	蓄 電 池 設 備		3	3	6
	ネ オ ン 管 灯 設 備				
	水素ガスを充てんする気球				
火災とまぎらわしい 煙等を発するおそれ のある行為等の届出	火災とまぎらわしい煙又は 火炎を発するおそれのある行為		39	46	85
	煙 火 打 上 げ ・ 仕 掛 け		2	3	5
	催 物 開 催		7	14	21
	水 道 断 ・ 減 水				
	道 路 工 事		111	600	711
	露 店 開 設 等		13	44	57
指 定 洞 道 等 届					
少 量 危 険 物 届			16	49	65
指 定 可 燃 物 届			14	133	147
圧 縮 ア セ チ レ ン ガ ス 等 届			23	54	77
合 計			541	1824	2,365

(3) 防火対象物の件数

(令和8年3月31日現在)

市別防火対象物数 (延べ面積150㎡以上)			合計	内5階 以 上	鹿嶋市		神栖市	
					件数	内5階 以 上	件数	内5階 以 上
防火対象物の区分								
1項	イ	劇場・映画館等	11		4		7	
	ロ	公民館・公会堂・集会場等	133		52		81	
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	2				2	
	ロ	パチンコ店・ボーリング場等	20		7		13	
	ハ	風俗営業等						
	ニ	カラオケボックス等	5		2		3	
3項	イ	料理店等	5		3		2	
	ロ	飲食店等	200		85		115	
4項		百貨店・マーケット・店舗等	327		110		217	
5項	イ	旅館・ホテル等	171	16	40	5	131	11
	ロ	共同住宅・寮等	1,170	72	419	42	751	30
6項	イ	病院・診療所等	83		40		43	
	ロ	老人短期入所施設等	57		29		28	
	ハ	老人デイサービスセンター・ 保育所等	174	1	77	1	97	
	ニ	幼稚園・特別支援学校	21		15		6	
7項		学校等	166		83		83	
8項		図書館・博物館等	5	1	3	1	2	
9項	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	2				2	
	ロ	イ以外の公衆浴場・銭湯等						
10項		駅舎・空港ターミナル等	4		3		1	
11項		神社・寺院・教会等	29		16		13	
12項	イ	工場・作業場	1,276	57	346	3	930	54
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ						
13項	イ	自動車車庫・駐車場	61		19		42	
	ロ	飛行機・ヘリコプター格納庫						
14項		倉庫	1,264	11	206		1,058	11
15項		事務所・研究所等	1,531	13	574	4	957	9
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、1 項から4項、5項イ、6項、9項イ が一部に含まれているもの	290	4	107	1	183	3
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	165	9	54	2	111	7
17項		重要文化財	4		3		1	
合 計			7,176	184	2,297	59	4,879	125

(4) 防火管理者選任届出状況

防火対象物の火災予防対策として、消防法では防火管理制度が定められ旅館・ホテル・学校・事業所・その他多数の者が出入りし、勤務し、居住する防火対象物は、一定の資格を有する者が防火管理をすることになっています。

当消防本部では、毎年1回防火管理者の資格を取得する講習会を実施しています。

(令和8年3月31日現在)

防火対象物の区分			項目別	防火管理者の選任を要する防火対象物			防火管理者の選任届出をしている防火対象物		
			市 別	鹿嶋市	神栖市	合計	鹿嶋市	神栖市	合計
1項	イ	劇場・映画館等		4	6	10	4	6	10
	ロ	公民館・公会堂・集会場等		51	86	137	47	76	123
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等			3	3		1	1
	ロ	パチンコ店・ボーリング場等		6	11	17	6	10	16
	ハ	風俗営業等							
	ニ	カラオケボックス等		2	3	5	2	3	5
3項	イ	料理店等		3	2	5	3	2	5
	ロ	飲食店等		78	127	205	61	94	155
4項		百貨店・マーケット・店舗等		81	159	240	67	121	188
5項	イ	旅館・ホテル等		19	82	101	17	76	93
	ロ	共同住宅・寮等		49	116	165	35	43	78
6項	イ	病院・診療所等		14	19	33	14	15	29
	ロ	老人短期入所施設等		20	21	41	18	20	38
	ハ	老人デイサービスセンター・保育所等		35	52	87	33	42	75
	ニ	幼稚園・特別支援学校		6	5	11	6	5	11
7項		学校等		25	25	50	25	25	50
8項		図書館・博物館等		3	2	5	3	2	5
9項	イ	蒸気浴場・熱気浴場等			1	1			
	ロ	イ以外の公衆浴場・銭湯等							
10項		駅舎・空港ターミナル等							
11項		神社・寺院・教会等		9	4	13	8	1	9
12項	イ	工場・作業場		30	82	112	24	79	103
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ							
13項	イ	自動車車庫・駐車場		1		1	1		1
	ロ	飛行機・ヘリコプター格納庫							
14項		倉庫		2	17	19	2	10	12
15項		事務所・研究所等		66	73	139	54	51	105
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、1項から4項、5項イ、6項、9項イが一部に含まれているもの		71	113	184	56	87	143
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物		8	8	16	6	4	10
17項		重要文化財		1		1	1		1
合 計				584	1,017	1,601	493	773	1,266

(5) 防火対象物査察実施状況

近年、重大な消防法令違反対象物の是正に力を注いでいます。これらの対象物に対しては、違反調査や警告、命令の履行確認の際に立入検査を実施し、それ以外の対象物に対しては、毎年査察計画を作成し立入検査を実施しています。

(令和7年4月～令和8年3月)

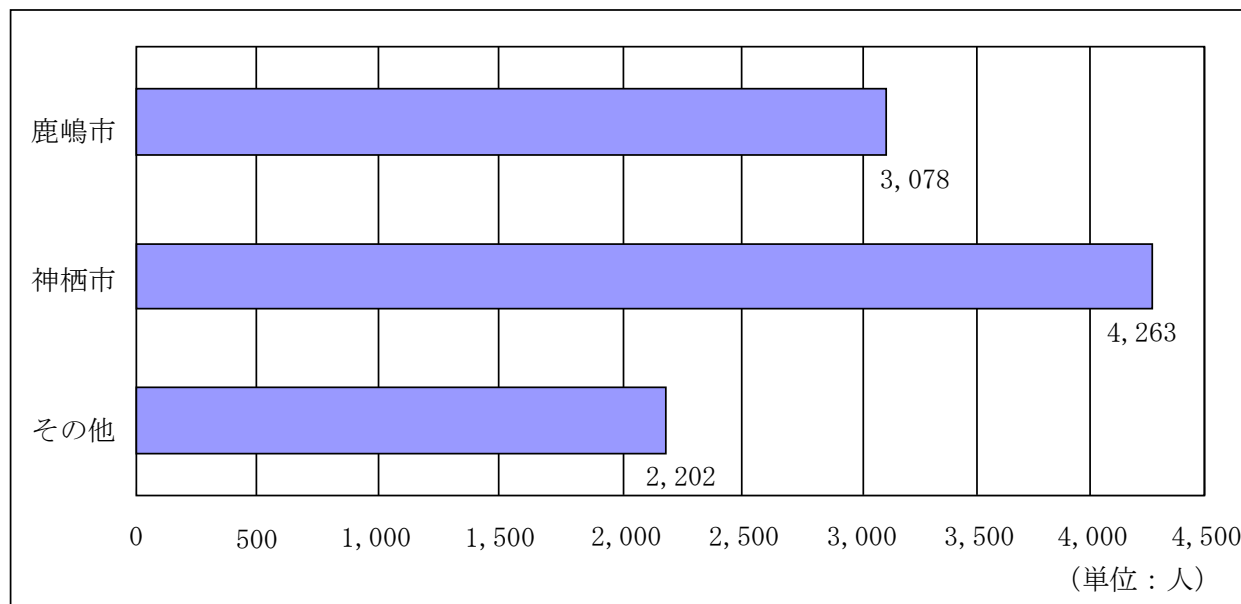
防火対象物の区分			市 別	鹿嶋市	神栖市	合計
1項	イ	劇場・映画館等		1	6	7
	ロ	公民館・公会堂・集会場等		15	27	42
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等				
	ロ	パチンコ店・ボーリング場等		5	6	11
	ハ	風俗営業等				
	ニ	カラオケボックス等		2	1	3
3項	イ	料理店等		1	1	2
	ロ	飲食店等		16	8	24
4項		百貨店・マーケット・店舗等		25	63	88
5項	イ	旅館・ホテル等		27	108	135
	ロ	共同住宅・寮等			5	5
6項	イ	病院・診療所等		13	22	35
	ロ	老人短期入所施設等		17	21	38
	ハ	老人デイサービスセンター・ 保育所等		28	44	72
	ニ	幼稚園・特別支援学校		1	2	3
7項		学校等		39	2	41
8項		図書館・博物館等		2		2
9項	イ	蒸気浴場・熱気浴場等			2	2
	ロ	イ以外の公衆浴場・銭湯等				
10項		駅舎・空港ターミナル等				
11項		神社・寺院・教会等		3		3
12項	イ	工場・作業場		3	193	196
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ				
13項	イ	自動車車庫・駐車場		2	7	9
	ロ	飛行機・ヘリコプター格納庫				
14項		倉庫		20	286	306
15項		事務所・研究所等		20	226	246
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、1項から4項、5項 イ、6項、9項イが一部に含まれているもの		32	28	60
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物		3	6	9
17項		重要文化財		7	1	8
合 計				282	1065	1347

(6) 防火管理受講者調べ

消防法では、防火管理者制度が定められ百貨店、旅館、ホテル、事業所、その他多数の者が出入りし、勤務し、居住する防火対象物の管理に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、消防機関に届けることを義務付けています。

令和7年度は、7月24日・25日に甲種防火管理者資格取得講習会を実施し、99名が受講しました。これまでの防火管理者受講総数は9,543人で各市在住別に分別した表が次のとおりです。

(令和8年3月31日現在)



甲種防火管理者資格取得講習会（神栖市中央公民館）

(7) 防火対象物定期点検報告状況

平成13年9月に発生した東京都新宿区歌舞伎町のビル火災を契機として、消防法の一部が改正され、防火対象物定期点検報告制度が平成15年10月から施行されました。

この制度の内容は、一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、年に1回、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告するよう義務付けたものです。

また、この定期点検報告が義務付けられている防火対象物のうち、一定の期間以上継続して消防法令を遵守しているものにあつては、申請をすることにより特例認定を受けられ、定期点検と結果報告が3年間免除されます。現在、鹿嶋市で6事業所、神栖市で9事業所が特例認定を受けています。

(令和8年3月31日現在)

防火対象物の区分 市 別			防火対象物定期点検 報告を要する防火 対象物数			点検報告件数			特例 認定 件数
			鹿嶋市	神栖市	合計	鹿嶋市	神栖市	合計	
1項	イ	劇場・映画館等	3	6	9	2	5	7	1
	ロ	公民館・公会堂・ 集会場等	17	18	35	11	16	27	6
2項	イ	キャバレー・ ナイトクラブ等							
	ロ	パチンコ店・ ボーリング場等	5	8	13	2	4	6	2
	ハ	風俗営業等							
	ニ	カラオケボックス等	1		1	1		1	
3項	イ	料理店等	2		2				
	ロ	飲食店等							
4項		百貨店・マーケット・ 店舗等	14	32	46	10	29	39	4
5項	イ	旅館・ホテル等	2	7	9	1	5	6	
6項	イ	病院・診療所等	2	1	3		1	1	
	ロ	老人短期入所施設等	1		1	1		1	
	ハ	老人デイサービスセンタ ー・保育所等		2	2		1	1	
	ニ	幼稚園・特別支援学校	2	1	3	1	1	2	
9項	イ	蒸気浴場・熱気浴場等							
16項	イ	複合用途防火対象物のう ち、1項から4項、5項 イ、6項、9項イが一部に 含まれているもの	8	16	24	3	13	16	2
合 計			57	91	148	32	75	107	15

※点検報告件数については、令和7年4月から令和8年3月までの1年間の件数



令和 7 年度予防特別教養

2026 年度全国統一防火標語

火の確認 いい日を支える いい習慣